

幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限の移譲に伴う本市基準案に対する市民意見募集について



パプコメくん

- 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼保連携型認定こども園については京都市が、幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）については京都府が、それぞれ条例を定め、認可・認定を行っています。
- こうした状況のもと、本年4月26日付けで公布された「第7次地方分権一括法」により、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の事務・権限が、平成30年4月1日をもって都道府県から政令指定都市へ移譲されることとなったため、幼保連携型以外の認定こども園についても、認定に関する基準を定める条例の制定が必要になります。
- 本市では、上記の権限移譲に備えるため、京都市子ども・子育て会議（幼保推進部会）において意見聴取を行い、幼保連携型以外の認定こども園に係る設備・人員等の基準案をとりまとめましたので、市民の皆様の御意見を広く募集します。

募集期間 平成29年9月19日（火）～平成29年10月23日（月）【必着】

提出方法 郵送，FAX，電子メール又はホームページの意見募集フォーム
※ 様式は自由です。（背表紙の意見記入用紙を御利用いただいても結構です。）

提出先 京都市子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-2390

FAX：075-251-2950

電子メール：yohokikaku@city.kyoto.lg.jp

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市
CITY OF KYOTO



1 政令指定都市への権限移譲

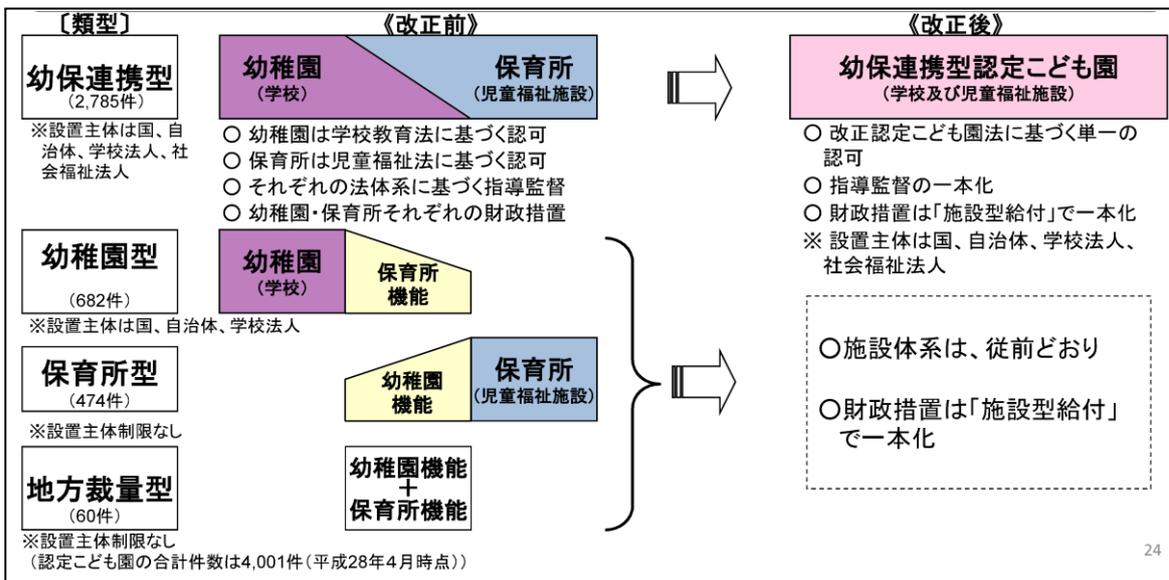
認定こども園については、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行時に、4類型（幼保連携型、保育所型、幼稚園型及び地方裁量型）のうち、幼保連携型認定こども園の認可権限のみが都道府県から大都市（政令指定都市・中核市）へ移譲されました。

第7次地方分権一括法により、平成30年4月1日付けで新たに幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園）の認定等の事務・権限についても、都道府県から政令指定都市へ移譲されます。

これにより、政令指定都市においては、窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、計画的な施設整備を通じた子育て支援の取組について、より一層機動的に行うことが可能となります。

類型	概要	認可・認定権限	
		29年度まで	30年度以降
幼保連携型	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、原則としていずれの認可基準も満たす単一の施設	政令指定都市	政令指定都市
幼稚園型	認可幼稚園が保育所的機能を備えたもの	都道府県	→ 政令指定都市
保育所型	認可保育所が幼稚園的機能を備えたもの	都道府県	→ 政令指定都市
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない類型	都道府県	→ 政令指定都市

（参考1：平成27年度に施行された改正認定こども園法の概要）



2 基準条例の制定について

幼保連携型認定こども園に係る認可基準について、本市においては「京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例」を制定し，平成27年4月1日付けで施行しています。

平成30年4月1日付けで権限移譲されることが決定している幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型，保育所型及び地方裁量型）についても，新たに設備・人員等の基準に係る条例を定める必要があります（幼保連携型認定こども園に係る上記条例の改正により対応予定）。

3 国が定める基準の類型

地方自治体は，国から示される基準をもとに，地域の実情に応じて，個別の基準を条例で定めることとなります。

国から示される基準については，「従うべき基準」，「標準」及び「参酌（参考に）すべき基準」の3つの類型がありますが，今回の条例制定（改正）に当たり，国から示されている基準（※備考）はすべて「参酌すべき基準」とされています。

従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する，必ず適合しなければならない基準であり，当該基準の範囲内で，地域の実情に応じた内容を定めることは認められますが，国基準を下回る内容を定めることはできません。

標準

通常よるべき基準であり，条例の内容は，国が定める基準を標準とする範囲内で定めることを原則としますが，合理的な理由がある場合において，地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることができます。

参酌すべき基準

条例の制定に当たっては，地方自治体が法令に定める基準を十分に参酌（参考に）したうえで，地域の実情に応じて，国基準と異なる内容を定めることができます。

（※備考）「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣，文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）

なお、今回定める基準に加え、幼稚園型認定こども園については「幼稚園設置基準」(昭和31年12月13日 文部省令第32号)、保育所型認定こども園については「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(保育所に係る設備・人員等の基準)が別途適用されます。

4 本市の独自基準(案)

(1) 職員配置基準

※ 下線の部分が本市独自基準(案)

幼稚園型認定こども園 地方裁量型認定こども園 (国基準)			保育所型認定こども園 (本市独自基準)		
教育・保育従事職員配置基準			教育・保育従事職員配置基準		
区分	配置基準		区分	配置基準	
	教育のみ	保育あり		教育のみ	保育あり
0歳	—	3 : 1	0歳	—	3 : 1
1歳	—	6 : 1	1歳	—	<u>5 : 1</u>
2歳	—		2歳	—	6 : 1
3歳	20 : 1		3歳	20 : 1	<u>15 : 1</u>
4歳	30 : 1		4歳	30 : 1	<u>20 : 1</u>
5歳			5歳		<u>25 : 1</u>
* 1学級35人以下(各学級に担任の教諭等を1人配置)			* 1学級35人以下(各学級に担任の保育士等を1人配置)		
			* 既に本市において基準条例を定めている幼保連携型認定こども園についても、上記の職員配置基準が適用されています。		

注：「保育」とは、養護及び教育を一体的に行うことをいいます(児童福祉法第6条の3第7項及び保育所保育指針)。

【上記基準とする理由】

幼稚園と幼稚園型認定こども園は学校教育法上の学校である一方、幼保連携型認定こども園や保育所は児童福祉施設であり、法的性格が異なることがあげられます。

また、本市においては、建学の精神に基づく創意工夫を凝らした幼稚園による学校教育と、子育て家庭の支援と子どもの育ちの保証を両立する手厚い保育を、幼稚園と保育園がそれぞれに担ってきた歴史があり、その積み重ねの結果、現在の本市の子育て環境は、全国に誇れる高い水準にあると考えているところです。

本市としては、今後とも、幼稚園と保育園が双方の良さを生かして、多様な選択肢を保護者に提供することが、保護者の多様な教育・保育ニーズに応えることになるものと考えていることから、職員配置基準については以下のとおりとします。

ア 幼稚園型認定こども園

職員配置基準については国基準どおりとし、各幼稚園型認定こども園の創意工夫にゆだねる余地を残します。

<国基準とすることに伴う保育料等の考え方>

幼稚園型認定こども園の保育料については、職員配置基準を国基準どおりとすることに伴い、基準を引き上げている幼保連携型認定こども園等の保育料よりも軽減する方向で検討します（具体的な軽減割合については、平成30年度の予算編成過程において調整していきます）。

また、私立幼稚園で培われた特徴や特色ある運営を引き継ぐため、保護者同意を前提に、移行前と同様に学校教育の質の向上を図る場合や幼保連携型認定こども園と同じ基準で職員を加配する場合については、上乗せ徴収を可能とします（学校教育の質の向上を図る経費については、幼保連携型及び保育所型も上乗せ徴収を可とします）。

これらにより、利用者にとっても多様な幼児教育・保育の選択肢を提供するとともに、利用者が施設ごとの基準の違いや、保育料と上乗せ徴収の関係を理解したうえで希望する施設を適切に選択できるよう、本市ホームページや入園相談の際の区役所・支所からの説明等において、より丁寧な情報提供に努めていきます。

イ 保育所型認定こども園

既に保育所において職員配置基準を引き上げていることから、保育所からの移行に限定される保育所型認定こども園についても、保育を必要とする児童に係る職員配置基準について、保育所と同様の職員配置基準とします。

ウ 地方裁量型認定こども園

国基準どおりとしますが、京都市子ども・子育て支援事業計画上、見込んでいないため、設置を認めないこととしています。

(2) 職員資格

認定こども園の職員は、原則として幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有している必要がありますが、国基準において、教員免許状の定義が示されていないことから、現行の京都府基準のとおり、「普通免許状及び臨時免許状」と明記します。

(3) 施設設備基準

ア 園舎等の面積に係る移行特例

既存施設（保育所や幼稚園）から認定こども園に移行する場合の園舎・保育室・園庭（屋外遊戯場）面積基準に係る移行特例について、国基準上、既存施設の定義が示されていないことから、現行の京都府の運用に合わせ、既存施設の定義を「認可保育所又は認可幼稚園として1年以上の運営実績を有すること」と明確化します。

イ 乳児室・ほふく室

国基準では「満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない」と規定されていますが、国基準では、乳児室（1.65㎡/人以上）だけを設ければ足りると誤って解釈されるおそれがあることから、2歳未満児でほふくする児童に係るほふく室の面積は3.3㎡/人以上必要であることを、基準上明確にします。

※ 本市の保育所等の施設・設備に関する基準でも同様の規定を定めています。

ウ 避難設備等

保育室を2階以上に設置する場合における、設置階に対応した避難設備等の基準（避難階段等）については、保育所の基準を準用します。ただし、今回制定する条例の施行時に存する認可施設については、当該規定を適用しない旨の移行特例を設けます。

(4) 職員配置に係る特例措置

平成28年度に条例を改正し、保育所や幼保連携型認定こども園において保育士配置等に関する特例措置（弾力化）を既に導入していることから、以下のとおり同様の規定を設けます。

ア 児童が少数となる時間帯における保育士等の配置に係る特例

認定こども園は、原則として、開園時間帯を通じて常に2人以上の保育

士等の配置が必要とされているところですが、特例により、朝夕等の歳児別の配置基準による必要職員数が算定上1人となる時間帯に限り、2名のうち1名は、保育士等でなくても市長が指定した研修を修了した者を配置することで可とするものです。

本市では、保育所等の基準において、当該特例の適用期間を平成31年度末までとしていることから、同様の時限措置を設けます。

イ 幼稚園教諭等の活用に係る特例

認定こども園において、満3歳未満児の保育に従事する者等は保育士資格を有していなければなりません。幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭に係る普通免許状を有している者については、保育士資格を有していない場合でも、基準上必要とされる保育士数の3分の1の範囲内において、保育士として従事することができるとする特例措置です。

本市では、保育所の基準において、指定研修を修了した幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を平成31年度末まで保育士の代替職員として活用することを認めていることから、同様の時限措置を設けます。

(5) その他に独自基準として追加する項目

京都市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年4月1日施行）に設けている以下の本市独自基準については、同様の規定を設けます。

- 人権の擁護及び虐待の防止
- 暴力団の排除
- 非常災害対策
- 衛生管理等
- 地震に対する安全性の確保（ただし、今回制定する条例の施行時に存する認可施設については、当該規定を適用しない旨の経過措置を設けます。）

上記以外の項目については、独自基準を定める必要がないことから、国基準と同一の規定とします。国基準（告示）の詳細については、下記のホームページを御参照ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hagukumi/0000224923.html>

